

高知県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労交付金（保険薬局分）要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労交付金（保険薬局分）（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付金の目的）

第2条 県は、保険薬局に勤務する医療従事者及び職員（以下「医療従事者等」という。）が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴いながら、継続することが必要な業務であり、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対し、慰労を目的として予算の範囲内で交付金を交付する。

（交付対象者及び交付額）

第3条 交付金の交付対象となる医療従事者等は、令和2年2月28日から令和2年6月30日までの間に10日以上保険薬局に勤務し、患者と接する業務に従事した者で、交付額は1人当たり5万円とする。ただし、振込手数料等の諸費用に関しては交付しない。

（交付金の概算払）

第4条 知事は、必要があると認める場合においては、前条の範囲内において概算払をすることができる。

（交付金の交付の申請等）

第5条 交付金の交付を受けようとする医療従事者等は、保険薬局に申請及び受領の委任を行うものとする。なお、次に掲げる方法で申請するものとする。

(1) 保険薬局において、勤務する医療従事者等を取りまとめ、代理申請・受領委任状（様式第3号の1又は第3号の2）により申請及び受領の委任を受けた上で、申請者情報（様式第1号）、交付対象者内訳（様式第2号）及び概算払申請書（様式第4号）により、下記のいずれかの方法により知事に提出を行うこと。なお、法人等が複数の保険薬局を開設している場合は、法人等が取りまとめて申請することができる。

ア 様式第1号、第2号及び第4号全て紙媒体

イ 様式第4号を紙媒体、様式第1号及び第2号を電子媒体（CD-R）

(2) 医療従事者等が既に保険薬局を退職している場合においても、原則として前号に規定する方法により申請を行うこととするが、保険薬局を通じた申請が困難な場合は、当該医療従事者等が、個別交付申請書（様式第8号）により、知事に提出を行うこと。

（申請の期限）

第6条 前条の規定による申請については、令和3年2月28日までに行わなければならない。

(交付の条件)

第7条 交付金の交付の目的を達成するため、申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接交付事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 交付が令和3年3月10日までに完了しない場合又は交付の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 交付に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(交付の決定等)

第8条 知事は、第5条の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 2 医療従事者等から申請の委任を受けた保険薬局において、第4条の規定により交付金の概算払を受けようとする場合は、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の通知を行った後、概算払請求書に基づき、申請者に交付金を交付する。ただし、第5条第2号の規定により個人申請を行った医療従事者等の場合は、第1項の通知を行った後、速やかに交付金を交付する。
- 4 保険薬局に交付を行った場合、保険薬局は、速やかに支給対象者に対して交付を行うものとする。この場合、交付金は非課税所得となることから、給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収を行わないようにすること。

(交付の決定の取消し)

第9条 知事は、申請者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、申請者に交付した金額が実際に交付すべき金額と異なっていた場合、交付金の決定の全部を取り消すことができる。なお、この場合、再度の申請を妨げるものではない。

(実績報告等)

第10条 医療従事者等からの委任を受けて、保険薬局が申請を行った場合においては、当該保険薬局は、支給対象者への交付が完了した日から30日を経過した日又は令和3年3月10日のいずれか早い日までに交付後実績報告(様式第6号)及び交付実績報告書(様式第7号)により、実績報告を行うものとする。

(交付金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、第4条の規定による概算払をした金額について精算し、適当と認めたときは、交付金の額を確定し、保険薬局に通知するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金

額の交付金の返還を保険薬局に対して請求するものとする。

(交付金の返還等)

第12条 県は、第9条に該当する場合、保険薬局に交付した交付金の金額が実際に要した額と比較して多大となった場合、保険薬局が第3条に規定する交付要件に該当しないと認められた場合又は他の保険薬局、医療機関、介護施設又は障害施設への交付金と重複して交付されていたと認められた場合には、交付された交付金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(検査等)

第14条 知事は、必要があると認めるときは、保険薬局に対し、交付金の交付の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(個人情報の保護)

第15条 交付金交付の実施に当たって知り得た個人情報は、保険薬局の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずには他の目的に利用してはならない。

2 保険薬局は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）に規定する内容を遵守しなければならない。

(情報の開示)

第16条 交付金交付又は保険薬局に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年11月4日から施行する。

2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第7条第3号、第8条第4項、第9条、第11条、第12条まで及び第14条から第16条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第7条―第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。